

開札の立会について

開札の立会は、原則として入札者（代表者または代理人）のみ行うことができます。

そのため、開札日当日、入札者以外の方による立会を希望する場合は、別添「開札立会の委任状」をご持参ください。

- ・当該委任状をお持ちでない場合は、入札者以外の方は開札に立会うことはできません。

- ・当該様式以外の委任状をご持参いただいた場合、その記載内容により立会をお断りする場合がありますので、あらかじめご了承ください。